

# 第13回 一般外来勉強会

令和7年7月22日(火) 13時～

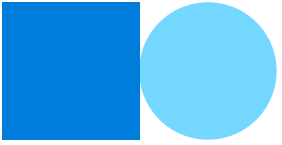


# 医療情報取得加算

初診時・再診時 月1回1点

オンライン資格確認（オンラインで患者さんの医療保険の資格を確認するシステム）を導入している保険医療機関において、患者さんの薬剤情報や診療情報を利用して診療を実施することを評価する加算。





## 前回頂いた質問について

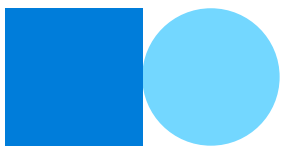
Q：以前までは、マイナンバーを利用するかしないかで患者さんそれぞれの算定点数がことになっていたと思うのですが、現在はクリニックが施設基準を満たしていれば、マイナンバーの有無に関わらず、受診されたみなさんに医療情報取得加算の1点を算定していいという解釈で合ってますでしょうか。

A:そのような解釈でよい。

Q:オンライン診療でも医療情報取得加算は算定可能でしょうか。

A:オンライン診療でも算定要件を満たしていれば、算定可能。

こちらについては医療機関側も患者様側でも、あらかじめマイナ在宅受付Webといわれるものの準備が必要となる。



# 前回頂いた質問について

Q:再診時の算定が3カ月に1回ですが、例えば長期投薬の患者さんの場合算定はどうなりますか？例えば・・・

5/7 初診+医療情報取得加算（初診時）

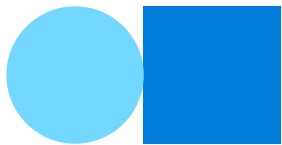
6/2 再診+医療情報取得加算（再診時） 60日分の処方

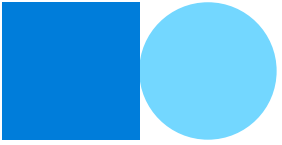
8/1 再診 60日分の処方

9/29 再診+医療情報取得加算（再診時）

上記の算定でよろしいでしょうか？

A: 6 月に医療情報取得加算の再診時を算定していれば、次は3か月後の 9 月ということになる。





## 前回頂いた質問について

Q:医療情報取得加算（初診時）について「月1回算定可能」とありますが、急性期疾患などで連月に初診が続いた場合にも、医療情報取得加算（初診時）を連月算定することは出来るでしょうか？

A:初診時については、特に連月の取得は認められないなどの記載はありませんので、初診であれば算定可能。ただし、極端な話になりますが、例えば6月に医療情報取得加算（初診時）を算定して、7月に医療情報取得加算（再診時）、8月に急性期疾患で受診し初診扱いとなり医療情報取得加算（初診時）を算定し、9月に再診で来られた場合には前回医療情報取得加算（再診時）を算定した7月から2ヶ月しか空いていないため、9月は算定できないと解されるため注意が必要。

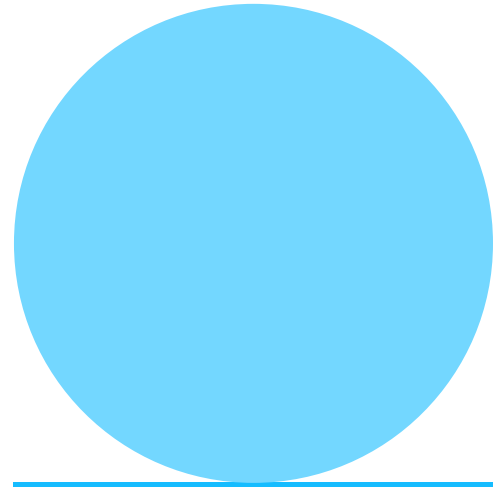
# アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料



# アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料とは

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎の患者に対して、アレルギー免疫療法による治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上で、アレルギー免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定可能。

※アレルギー免疫療法を開始する前に、治療内容、期待される効果、副作用等について文書を用いた上で患者に説明し、同意を得ること。また、説明内容の要点を診療録に記載すること。



## 【算定点数】

### アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

|   |         |      |
|---|---------|------|
| イ | 1月目（初回） | 280点 |
| ロ | 2月目以降   | 25点  |



## 【施設基準】

- ・当該保険医療機関内にアレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する常勤医師が1名以上配置されていること。  
なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（アレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する医師に限る。）を2名以上組み合わせることでも可。
- ・アレルギー免疫療法に伴う副作用が生じた場合に対応できる体制が整備されていること。
- ・院内の見やすい場所にアレルギー免疫療法を行っている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

## 【算定点数】

### アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

|   |         |      |
|---|---------|------|
| イ | 1月目（初回） | 280点 |
| ロ | 2月目以降   | 25点  |

## 【通知】アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

- アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料は、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎と診断された患者に対して、アレルゲン免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に月1回に限り算定する。  
なお、アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料イにおいて「1月目」とは初回の治療管理を行った月のことをいう。
- アレルゲン免疫療法を開始する前に、治療内容、期待される効果、副作用等について文書を用いた上で患者に説明し、同意を得ること。  
また、説明内容の要点を診療録に記載する。
- 学会によるガイドライン等を参考にすること。

# アレルゲン免疫療法とは

アレルギーの原因であるアレルゲンを少量から投与することで、体をアレルゲンに慣らし、長期にわたって症状をおさえたり、症状をやわらげたりできます。

## アレルゲン免疫療法の特徴

- ・ アレルギーの原因であるアレルゲンのエキスをを用いて治療を行います。
- ・ 「皮下免疫療法」と「舌下免疫療法」の2種類があります。
- ・ 根本的な体質改善が期待できます。
- ・ 現在は、ダニアレルギー性鼻炎、スギ花粉症などに対して行われます。

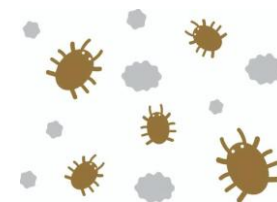
## 主な薬剤

- スギ花粉症→薬品名「シダキュア」
- ダニ抗原によるアレルギー性鼻炎→薬品名「アシテア」および「ミティキュア」

## ◎ここで注意◎

アレルギー性鼻炎の病名のみでは査定されることが多い。

それぞれの薬剤に対して、スギ花粉、ダニ抗原によるアレルギー性鼻炎の病名が必要。



# 算定上の留意点

初回 1 月目・2 月目以降ともに算定した際には必ず初回算定年月日の記載が必要！！

(例) 4 月 1 日にアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 (1 月目) を算定  
4 月レセプト摘要欄記載例

|    |                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | *アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 (1 月目)<br>初回算定年月日 (アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料)<br>); 令和 4 年 4 月 1 日 280 × 1 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|

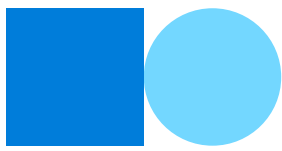
(例) 5 月 1 日にアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 (2 月目以降) を算定  
5 月レセプト摘要欄記載例

|    |                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | *アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 (2 月目以降)<br>初回算定年月日 (アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料)<br>); 令和 4 年 4 月 1 日 25 × 1 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------|



## 注意

- ・対象薬剤の残薬があり処方をしていない月であっても診察・治療管理を行っていれば算定可能。
  - ・治療を中止していた方で、再度治療を開始となる場合、アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料は初回 1 月目ではなく、2 月目以降での算定となります。
  - ・他院から紹介で引き継ぎ治療をする場合、自院が投与が初回であってもアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料は 2 月目以降での算定となります。開始日等不明の場合は紹介元へ確認をする。
- 人生で初回か 2 回目かで判断●



# よくある質問といたしまして・・・

問：アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料の算定が令和４年からの制定になっているため、５年前に他院で治療をしていた時には算定していないと思われます。この場合でもアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料の算定は初回の１月目となるのでしょうか。もしくは治療は既に開始しているため、２月目以降の算定になるのでしょうか。

答：当該管理料は令和４年から算定開始となっているため、５年前は管理料の算定はしておりませんが、疑義解釈通知で「令和４年３月３１日時点でアレルギー性鼻炎免疫療法を実施中の患者については、「口２月目以降」に限り算定可。」と通知されており、記載事項は「初回算定年月日を記載すること。」となっております。なお初回算定年月日の記載は「令和４年３月３１日時点でアレルギー性鼻炎免疫療法を実施中の患者については、治療開始日を記載する」

# ご清聴ありがとうございました

お困りごと、ご不明点、疑問等ございましたら  
お申し込みメールアドレスへお気軽にご相談ください。



info@medical-takt.com

次回の勉強会

7月29日(火)  
13時から